

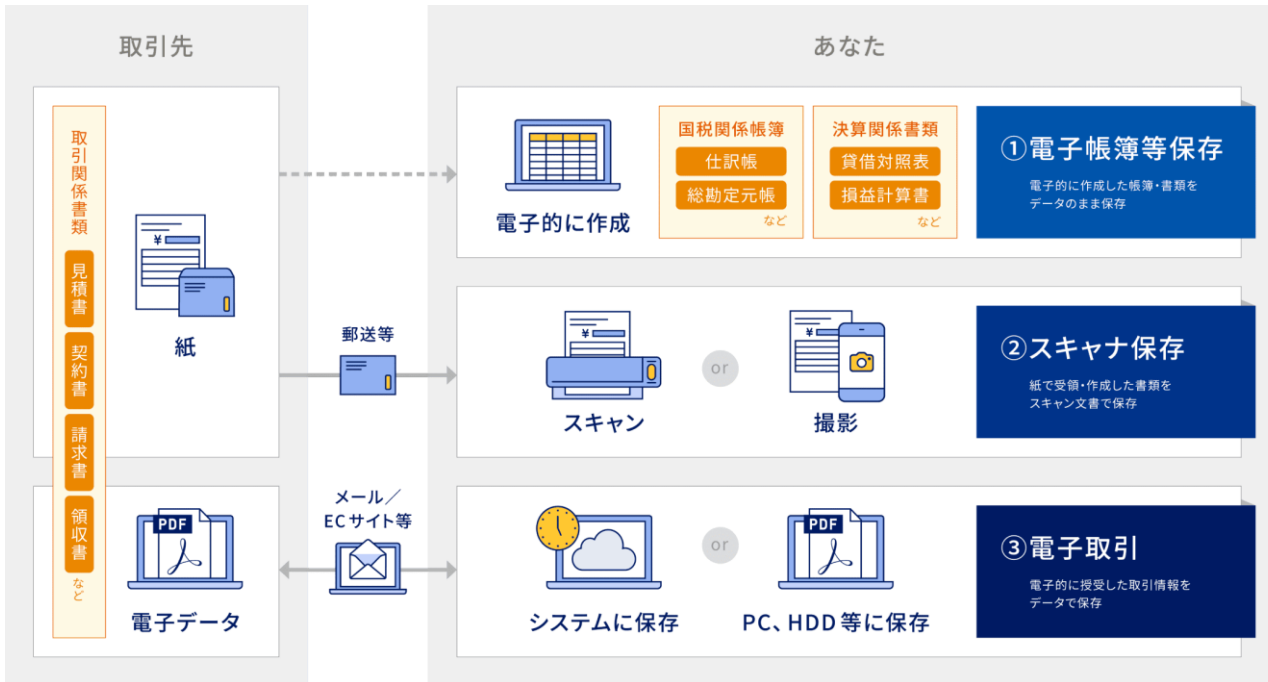
経営に役立つ情報をお届けする

商工会ニュース 12月号

令和5年12月12日発行
睦沢町商工会
睦沢町上市場911-61
TEL 0475(44)0112 編集:大木

令和6年1月1日～、電子帳簿保存制度が始まります

電子帳簿等保存制度とは、税法上保存が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいいます。この制度は、ペーパーレスやテレワークなどの推進を目的とした制度で、3つの制度に区分されています。3つ目の「電子取引データ保存」は必ず対応が必要です。



① 電子帳簿等保存【任意】

パソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

② スキャナ保存【任意】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データをパソコンなどで保存することができます。

③ 電子取引データ保存【対応必須】

令和6年1月1日以降に取引先などからメールなどで送られてきた注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書等や、AmazonなどのECサイトで買い物した際の領収書等は、原則パソコンなどに電子保存しなければなりません。令和5年12月31日以前に行った電子取引については、電子データをプリントアウトして保存していても差し支えありません。

【よくある質問】

Q. 紙でもらった請求書や領収書はパソコンなどにスキャナで電子保存しなければならないの？

A. 紙でもらった書類はそのまま紙で保存しておいて大丈夫です。パソコンなどへの保存が必須なのは、メールなどでもらった書類やECサイトで買い物した際にダウンロードする書類などです。

Q. 電子データで保存する場合、どうやって保存すればいいの？

A. すぐ書類データを探せるように「日付」「金額」「取引先」で検索できるようにしてください。

Q. 電子帳簿保存制度に関わる届け出書類って何かあるの？

A. 基本的には届け出の必要ありません。ただし「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合にはあらかじめ届け出が必要です。この措置は、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です。

Q. 確定申告に関する帳簿を手書きで作成しているが、わざわざ電子保存しなければダメなの？

A. 現金出納帳や売上帳等を一貫して手書きで作成している場合は、逆に電子保存することはできません。そのまま紙で保存してください。

Q. 電子帳簿保存法についてもっと詳しく知りたいんだけど…

A. 国税庁のホームページに内容が掲載されています。そちらをご覧ください。



商工会では労働保険の事務委託を承っております

パート・アルバイトに関わらず労働者を1名でも雇用している事業所は、業種や規模を問わず必ず労働保険に加入しなければなりません。労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」とを総称したもので、商工会ではその労働保険に関わる事務委託を行っており、商工会へ委託するメリットも多くあります。また委託するには条件もありますので、気になる方はお気軽に商工会までお問い合わせください。

メリット① 事業主や会社役員も労災に加入できます

労働保険は「労働者」のための国が運営する社会保険制度のため、事業主や会社役員は原則加入できません。しかし、商工会に事務委託を行った場合、労働者や会社役員も労災保険に加入することができます。これを「特別加入制度」といいます。

メリット② 労働保険料の3回に分納できます

労働保険料の納付は原則一括納付になっていますが、商工会に委託を行った場合は3回に分割し納付することができます。

メリット③ 雇用保険の資格取得及び喪失手続きなどが簡単です

従業員を雇った場合や辞めた場合、雇用保険の手続きが発生しますが商工会が代行いたします。また退職する従業員から離職票を求められた場合、会社はこれに応じなければなりません。商工会では離職票の作成をはじめとする雇用保険の手続きを代行いたします。

【建設業の一人親方の方へ】

近年従業員を雇っていない一人親方で建設業を営んでいる方から、元請け企業から労災加入の指示を受けたため加入したいという相談を受けることが多くあります。そんな方も一度商工会へご相談ください。

年末調整の時期になりました

まもなく年末調整の時期です。商工会では源泉指導会を行いますので、詳しくは別紙チラシをご覧ください。商工会へご相談する場合はお早め！

源泉税納付期限 : R6/1/10(水)
(納期特例の場合 : R6/1/22(月))
法定調書提出期限 : R6/1/31(水)

専門家に経営相談しませんか？

中小企業診断士の先生に無料で相談できます。補助金申請や経営の相談などご利用ください。日程は以下の通り。

12/21(木) 9時～16時	1/18(木) 9時～16時
2/15(木) 9時～16時	※予約制です。

【相談例】

- ・新たに設備を導入するのにいい補助金を教えてほしい。
- ・インボイスや電子帳簿保存法の対応法を教えてほしい。
- ・材料価格高騰により利益が減少して何とかしたい。
- ・息子に事業承継したいんだけど何すればいいの？ etc

睦沢町商工会のホームページをリニューアルします

現在ホームページのリニューアルを行っています。これからさまざまな補助金情報や経営に役立つ施策情報を発信していく予定です。また新たにX（旧 Twitter）のアカウントを作成しました。こちらをフォローしていただくと、経営に役立つ最新情報をいち早く入手することができます。



【女性部】道路の清掃しました

12月4日に主要道路脇のごみ拾い活動を行いました。道路がきれいだと安心して運転できますね。女性部の皆様、ありがとうございました。



【青年部】イルミネーションを設置しました

上市場にある「すずかけ公園」にてイルミネーションを設置しました。家族や大切な人と楽しいひとときをお楽しみください。設置期間は令和6年1月13日（土）までです。



商工会の福祉共済に加入しませんか？

福祉共済とは、中小企業・小規模事業者の皆様を応援している全国商工会連合会が運営し、商工会員の皆様にご加入いただけるけがや病気を保障する共済制度です。熱中症にも対応しており今では14万人以上の会員の皆様にご利用いただいています。気になる方はお気軽に睦沢町商工会へご連絡ください。

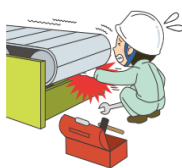
「けが」の補償 満6歳～80歳*1	「病気」の補償※ 満6歳～74歳*2	トータル「がん」補償 満6歳～74歳*2
けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します	疾病による入院、手術等を補償します	がん・けが・疾病による入院、手術等を補償します
傷害プラン 2,000円コース 傷害プラン 3,000円コース 傷害プラン 4,000円コース 傷害ライトプラン シニア傷害プラン	医療特約 シニア医療特約	トータル「がん」プラン シニアトータル「がん」プラン
「個人賠償」の補償 他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します 「個人賠償」の補償は付帯されません 「個人賠償」の補償 他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します	+	+

※「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます
 *1. 継続加入は満85歳まで
 *2. 継続加入は満80歳まで

「けが」の補償 けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します

※ 共済金をお支払いする場合、共済金をお支払いしない主な場合については、後記「補償のあらまし」をご確認ください。

●お支払い事例



2,000円コース加入
33日間入院で
264,000円
お支払い

工作中、ベルトコンベアに左手を巻き込まれ、左腕を骨折。



2,000円コース加入
46日間入院で
368,000円
お支払い

ゲレンデで、バランスを崩し転倒。右肩を強く打ち、肩腱板断裂。

熱中症とは 急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被ったことをいいます

※ 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償のあらまし」をご確認ください。

●例えば、このような熱中症になったとき



猛暑の中、工事現場作業中に熱中症になってしまった。



猛暑の中、スポーツをしていたら熱中症になってしまった。

税金対策 虎の巻 vol.1

早いもので令和5年もあと1ヵ月を切りました。今年度税金が多くなりそうな方は、次年度へ向けて節税についても対策しておきましょう。

対策1 小規模企業共済の加入

小規模企業共済とは、個人事業主や小規模企業の経営者や役員の方が加入できる「退職金制度」です。掛金は1,000円～70,000円（500円刻み）まで自由に設定でき、いつでも増減することが可能です。掛金は全額所得できます。詳しくは別紙チラシをご覧ください。

～課税所得400万円の方の場合～

掛金3万円（年間36万円）を納付した場合と納付しなかった場合を比べると、約109,500円の節税になります。

納付しなかった場合	掛金3万円（年間36万円）を納付した場合
税額 785,300円	税額 675,800円

対策2 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）の加入

経営セーフティ共済とは、取引先事業者が倒産し、売掛金等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。

ポイント① 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能です

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、掛金の10倍の範囲内で、最高8,000万円まですぐに借入できます。

ポイント② 掛金を損金または必要経費に算入できます

掛金月額が5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）に算入できます。

ポイント③ 掛金は1年分を一括で前納することができます

1年分を一括で前納することができます。もし年度末が近づき利益が多くなりそうな場合、掛金を一括納付して節税対策することができます。

※手続きには期限がありますので、決算月の2ヵ月前までにご相談ください。

ポイント④ 解約手当金が受けとれます

共済契約を解約した場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12か月未満は掛け捨てとなります）。

千葉県の最低賃金が改訂されました

千葉県最低賃金は、令和5年10月1日から時間額1,026円に改正されました。千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用されます。

最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉労働局労働基準部賃金室（TEL：043-221-2328）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



令和5年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。

この補助金は、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対し、労働者1人につき最大50万円を助成するものです。申請するには事前に「キャリアアップ計画書」を千葉労働局へ提出する必要があります。詳しくはホームページもしくは総合相談窓口（フリーダイヤル0120-030-045）まで。



